

加工食品の法第 11 条第 3 項への基準適合性に係る告示改正について

1 概要

食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）に関するポジティブリスト制度の導入に伴い、平成 17 年厚生労働省告示第 499 号による改正後の食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）第 1 食品の部 A 食品一般の成分規格 10 において、当該告示において成分規格が定められている食品を原材料として製造され、又は加工される食品については、当該食品の原材料たる食品が当該成分規格に適合するものでなければならないとされている。

また、食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第 11 条第 3 項の施行に伴う関係法令の整備について（平成 17 年 11 月 29 日食安発第 1129001 号。以下「施行通知」という。）において、加工食品の原材料が成分規格に適合していれば、当該加工食品についても当該食品に残留する農薬等の残留値によらずに成分規格に適合するものと解されるとされているところである。

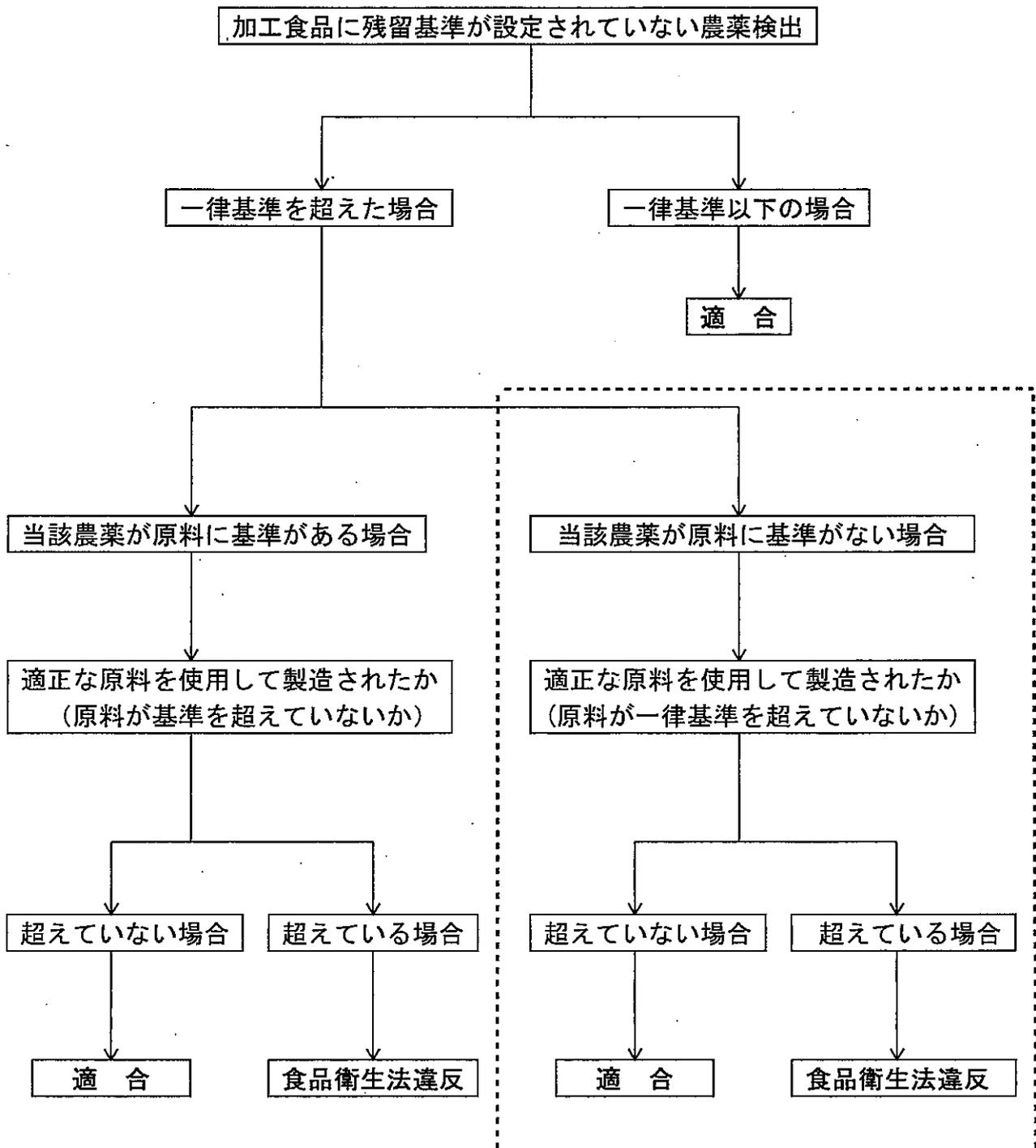
しかしながら、告示において成分規格が定められていない食品を原材料として製造され、又は加工される食品については、その取扱いについて告示及び施行通知において明確に示されていない。

このため、告示において成分規格が定められていない食品を原材料として製造され、又は加工される食品についても、当該加工食品の原材料に残留する農薬等が食品衛生法第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えていなければ、当該加工食品についても当該食品に残留する農薬等の残留値によらずに成分規格に適合するものとして 取扱う旨の解釈を明確にするために、告示の規定の追加を行う。

2 告示改正スケジュール

平成 18 年 12 月 11 日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会への報告
18 日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会への報告
12 月中	パブコメ開始
1 月中	パブコメ終了
2 月末	告示、施行

加工食品で基準値の設定されていない農薬等の残留基準の規制について



* 点線で囲んだ部分が今回の告示予定部分。

(参考)

○ 食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）～抜粋～

10 6又は9に定めるもののほか、6から9までにおいて成分規格が定められている食品を原材料として製造され、又は加工される食品については、当該製造され、又は加工される食品の原材料たる食品が、それぞれ6から9までに定める成分規格に適合するものでなくてはならない。

○ 食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第11条第3項の施行に伴う関係法令の整備について（平成17年11月29日付け食安発第1129001号）～抜粋～

第2 改正及び制定の要旨

3 残留基準告示関係

(8) 改正後の一般規則の10について

法第11条第3項の施行により、すべての食品が一律基準の対象となるため、同条第1項に基づく食品規格が定められていない加工食品についても一律基準の規制対象となるのが原則であるが、当該加工食品の原材料が食品規格に適合していれば、当該加工食品についても当該食品に残留する農薬等の残留値によらずに食品規格に適合するものと解し、一律基準の規制対象とならないものとして扱うこと。

加工食品について、既に科学的検討がなされているものについては、9において食品規格を定めてあり、今後も必要に応じて9に新たな規格を規定していくこととなること。